（様式２）

4月契約分

# 随 意 契 約 の 結 果 の 公 表

健康福祉部

| 契約の名称又は品名・数量等 | 契約日 | 契約の相手先の名称及び所在地 | 契約金額 | 地方自治法施行令の適用条項 | 随意契約とした理由 | 契約相手先以外の見積書徴取先及び見積金額 | | 所管部課（地方機関）の名称 | 備　考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | | 名称 | 金額 | | |
| 宍道湖・中海の植物プランクトンDNA調査委託 | R7.4.17 | 国立大学法人　島根大学<br>島根県松江市西川津町1060 | 2,015,000 | 167条の2第1項第2号 | 研究内容がきわめて専門的な分析・研究業務であり、研究設備が整っており、過去から宍道湖及び中海の研究を続け、様々な特性に精通し、網羅的解析の実績を持つ委託先は島根大学以外にないため。 | | | 保健環境科学研究所 | |
| 島根県福祉人材センター運営事業委託 | R7.4.1 | 社会福祉法人<br>島根県社会福祉協議会<br>松江市東津田町1741-3 | 132,724,000 | 第167条の2第1項第2号 | ・本事業は、社会福祉事業者が質の高いサービスを提供できる人材を確保するため、従事者及び従事しようとする者に無料職業紹介や就職説明、人材確保相談、従事者研修等を実施するものである。<br>・契約先は島根県社会福祉協議会（実施主体は社会福祉法第93条第1項の規定に基づく「島根県福祉人材センター」）となるが、事業の性質上、他の団体には本事業の履行はできない。 | | | 地域福祉課 | |
| 島根県地域生活定着支援センター運営事業委託 | R7.4.1 | 社会福祉法人<br>島根県社会福祉協議会<br>松江市東津田町1741-3 | 30,388,000 | 第167条の2第1項第2号 | ・本事業は、被疑者・被告人や矯正施設出所者を適切な福祉サービスに繋げ、地域生活への定着を図ろうとするものであり、各福祉施設をはじめとする社会福祉事業者間のサービス利用調整や地域でのインフォーマルサービスを含めた受け入れ体制を整備することが主たる目的である。<br>・必須要件の①客観的な立場で各福祉サービスの事業者、施設間の調整、受入先施設の支援ができること②専門的な立場で保護観察所、弁護士会、矯正施設等との調整ができること③全県的に支援が可能であることをすべて満たす団体は契約相手方以外いない。 | | | 地域福祉課 | |
| 民生児童委員研修事業委託 | R7.4.1 | 島根県民生児童委員協議会<br>松江市東津田町1741-3 | 4,456,000 | 第167条の2第1項第2号 | ・本事業は民生委員・児童委員への研修を行い、「資質向上」及び「知識の習得による活動の負担軽減」を図ることが主な目的。<br>・契約相手先には県内の民生委員・児童委員が加入し、研修事業開催など会員の資質向上に努めるとともに、民生委員・児童委員、市町村等の関係機関とも日常的に連絡をとり、情報の共有化を図っている。<br>・研修開催実績及び契約相手先の持つネットワークにより、民生委員・児童委員が求めている研修を立案・実施することが可能。<br>・これらのことから、本事業は契約相手先以外の団体においては委託業務の目的を達成できない。 | | | 地域福祉課 | |

（様式２）

4月契約分

# 随 意 契 約 の 結 果 の 公 表

健康福祉部

| 契約の名称又は品名・数量等 | 契約日 | 契約の相手先の名称及び所在地 | 契約金額 | 地方自治法施行令の適用条項 | 随意契約とした理由 | 契約相手先以外の見積書徴取先及び見積金額 | | 所管部課（地方機関）の名称 | 備　考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | | 名称 | 金額 | | |
| 生活困窮者自立相談支援機関<br>体制強化事業 | R7.4.1 | 社会福祉法人<br>島根県社会福祉協議会<br>松江市東津田町1741-3 | 8,341,510 | 第167条の2第1項第2号 | 委託業務内容は、市町村社会福祉協議会等が自治体から受託している自立相談支援機関の体制を強化する事業である。<br>島根県社会福祉協議会は、各市町村社会福祉協議会への支援や社会福祉の人材養成などの業務を行うことを目的とする団体であり、生活困窮者支援委関わる関係機関・団体と日常的十分な連携が図れている。<br>また、日常生活自立支援事業をはじめとして、相談支援員等福祉従事者に対する豊富な研修等の実績がある。こうしたことから、県内で本事業を実施できる団体は社会福祉法人島根県社会福祉協議会しかない。 | | | 地域福祉課 | |
| 生活保護等版レセプト管理システム<br>クラウドサービス運用・保守業務 | R7.4.1 | 扶桑電通株式会社　松江営業所<br>松江市学園南2丁目10番14号<br>タイムプラザビル | 4,606,800 | 第167条の2第1項第2号 | ・委託業務内容は、社会保険診療報酬支払基金からオンライン配信される「診療報酬請求関係帳票等」のデータを「生活保護等版レセプト管理システムクラウドサービス「RezeptPlus」で取得・管理を行うものである。<br>・この「診療報酬請求関係帳票等」は生活保護法第53条第1項にかかる診療報酬請求の審査及び診療報酬の額の決定を行うために必要となるものである。<br>・「診療報酬請求関係帳票等」はオンライン請求システムから一括提供先として県内市町村分を一括して「RezeptPlus」にのみ配信されており、他の入手方法はない。<br>・「RezeptPlus」を開発している富士通Japan株式会社は契約関係業務を扶桑電通株式会社松江営業所に委託しているため、扶桑電通株式会社松江営業所と契約を締結する必要がある。<br>・これらのことから、本事業は契約相手先以外の団体においては委託業務の目的を達成できない。 | | | 地域福祉課 | |
| 保健医療福祉制度等広報啓発業務 | R7.4.1 | 一般社団法人島根県医師会<br>会長　森本　紀彦<br>松江市袖師町１番３１号 | 5,000,000 | 第167条の2第1項第2号 | 本事業は各種保健医療福祉制度等に関する情報を医療機関に迅速かつ効果的に提供し、理解・協力の促進を図ることを目的としている。<br>島根県医師会は1，000人を超える会員を有する県下最大の医師職能団体であり、会員の所属する医療機関に迅速かつ効果的に情報提供が行え、かつ医療従事者を対象とした各種保健医療福祉制度等に関する研修会の実施に関しても、多くの会員医療機関に案内が可能であり、多数の参加も期待できる。<br>このように、県内の医療機関に対して広報や研修を効果的に実施できる団体は島根県医師会しかない。 | | | 医療政策課 | |
| 検体検査業務委託 | R7.4.1 | 株式会社福山臨床検査センター<br>三次支所<br>広島県三次市南畑敷町８１８－１ | 単価契約 | 第167条の2第1項第2号 | 刑務所内の診療所であり、臨床検査技師は配置されていない。特殊性、診療状況、体制等を開設時から熟知し、当診療所で導入した電子カルテに対応した検査結果の提供が可能な事業者が他に無いため。 | | | 島根あさひ社会復帰促進センター診療所 | 単価契約<br>執行予定金額：<br>2,972,238円 |

（様式２）

4月契約分

# 随 意 契 約 の 結 果 の 公 表

健康福祉部

| 契約の名称又は品名・数量等 | 契約日 | 契約の相手先の名称及び所在地 | 契約金額 | 地方自治法施行令の適用条項 | 随意契約とした理由 | 契約相手先以外の見積書徴取先及び見積金額 | | 所管部課（地方機関）の名称 | 備　考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | | 名称 | 金額 | | |
| 医療・介護・保健データ統合分析システム運用業務委託 | R7.4.1 | ニッセイ情報テクノロジー株式会社<br>代表取締役社長　岸淵　和也<br>東京都大田区蒲田５－３７－１ | 10,835,000 | 第167条の2第1項第2号 | 医療・介護・保健データのデータベースを構築し、分析ができるシステムを提供する業者が同社のみであり、また同社は照会対応を含めた保守業務を実施できる唯一の者であるため、地方自治法施行令による「性質又は目的が競争入札に適しない」と認められることにより、同社への特命随意契約とする。 | | | 医療政策課 | |
| 令和7年度病院総合医養成事業の委託 | R7.4.1 | 島根県立中央病院<br>病院長　小阪　真二<br>島根県出雲市姫原四丁目１－１ | 8,490,000 | 第167条の2第1項第2号 | 県が地域に必要とされる「病院総合医」を養成し、自治医科大学卒業医師と両輪で医師少数区域等の病院へ派遣することは政策医療である。島根県立中央病院は、県立病院の使命として、島根県内全域を対象として地域に必要とされる総合的な診療能力を持つ自治医科大学卒業医師を養成するとともに、総合診療医の研修プログラムによる県職員医師等の養成実績があるなど、総合医育成の中核を担っていることから、標記事業を実施できる団体は当該病院以外にないため。 | | | 医療政策課 | |
| 令和7年度総合診療医人材確保事業の委託 | R7.4.1 | 国立大学法人島根大学<br>学長　大谷　浩<br>島根県松江市西川津町１０６０ | 5,000,000 | 第167条の2第1項第2号 | 本事業は、非営利事業を公法人である国立大学法人と直接契約を締結するものである。<br>また、本事業は主な対象となる医学生が島根大学医学部の学生であり大多数を占めること、また、フィールド学習を含むため、学生への支援や講義を行い、県下最大の総合診療医のネットワークを持つ同大学のしまね総合診療医センター以外に事業実施の上で適当な者がいないため。 | | | 医療政策課 | |
| 令和7年度島根県医療施設管理システム運用保守業務の委託 | R7.4.1 | 島根県立医療施設管理システム共同企業体<br>（代表構成員）<br>富士通Japan株式会社岡山・山陰公共ビジネス部<br>部長　佐藤　勝治<br>島根県松江市学園南二丁目10番14号<br>（構成員）<br>株式会社テクノプロジェクト<br>代表取締役社長　山中　茂<br>島根県松江市学園南二丁目10番14号 | 2,552,000 | 第167条の2第1項第2号 | 医療施設管理システムを開発した共同企業体であり、照会対応を含めた保守業務を実施できる唯一の者であるため、地方自治法施行令による「性質又は目的が競争入札に適しない」と認められることにより、同共同企業体への特命随意契約とする。 | | | 医療政策課 | |

（様式２）

4月契約分

# 随 意 契 約 の 結 果 の 公 表

健康福祉部

| 契約の名称又は品名・数量等 | 契約日 | 契約の相手先の名称及び所在地 | 契約金額 | 地方自治法施行令の適用条項 | 随意契約とした理由 | 契約相手先以外の見積書徴取先及び見積金額 | | 所管部課（地方機関）の名称 | 備　考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | | 名称 | 金額 | | |
| 令和7年度しまね地域医療支援センター事業委託契約 | R7.4.1 | 一般社団法人<br>しまね地域医療支援センター<br>理事長　椎名　浩昭<br>島根県出雲市塩冶町89番地1 | 80,530,000 | 第167条の2第1項第2号 | 一般社団法人しまね地域医療支援センターは、島根大学・県内病院・医師会・市町村・県の54団体を会員とし、県内での医師のキャリア形成等を支援し、医師、特に若手医師の県内定着を図ることにより、島根県の地域医療の確保に寄与することを目的として、平成25年3月21日に設立登記された団体である。<br>本事業は、医師のキャリア形成支援等を行い、医師の県内定着を促すことにより、県内の地域医療の確保を図るための事業であり、本事業を確実に遂行できる団体は当該法人以外にない。 | | | 医療政策課 | |
| 島根県子ども医療電話相談（＃8000）業務委託契約 | R7.4.1 | ダイヤル・サービス株式会社<br>代表取締役　今野由梨<br>東京都千代田区九段南一丁目６番５号 | 11,220,000 | 第167条の2第1項第2号 | 本業務は年間を通した小児医療に係る電話相談サービスであり、電話相談での対応の技術や医療に関する知識の専門性及び通年での相談体制が整備されていること。<br>また、相談に対応するためには、本県の小児救急医療の提供体制を熟知している者である必要があり、当該法人以外にない。 | | | 医療政策課 | |
| 令和7年度県立松江高等看護学院管理運営委託 | R7.4.1 | 一般社団法人 松江市医師会<br>会長　細田　眞司<br>松江市西嫁島２丁目２番23号 | 109,219,000 | 第167条の2第1項第2号 | 高度化・多様化する医療ニーズに対応する質の高い看護師を養成するためには、看護教育における病院などでの臨地実習の充実が重要であり、そのためには、地域の医療機関の協力が不可欠である。<br>松江市医師会は、現在准看護師養成所も運営しており、養成所の運営に関する能力を有しており、併せて、実習等における地域の医療機関との協力も円滑に実施している。<br>こうしたことから、県立松江高等看護学院の運営及び教育を任せることのできる団体は、当該法人以外にはないものと考える。 | | | 医療政策課 | |
| 令和7年度県立石見高等看護学院管理運業務 | R7.4.1 | 公益社団法人 益田市医師会<br>会長 松本　祐二<br>益田市遠田町1917番地２ | 230,511,000 | 第167条の2第1項第2号 | 高度化する医療技術や県民の多様な医療ニーズに対応する質の高い看護師を養成するためには、看護教育における医療機関での臨地実習の充実が重要であり、臨地実習を充実させるためには、地域の医療機関の協力が不可欠である。<br>また、益田市医師会は、県立石見高等看護学院が設置されるまで准看護師養成所を運営しており、養成所の運営に関する能力を有している。併せて、臨地実習等における地域の医療機関との連携も円滑に実施されている。<br>以上より、県立石見高等看護学院の管理運営を任せることが可能な団体は、当該法人以外にない。 | | | 医療政策課 | |

（様式２）

4月契約分

# 随 意 契 約 の 結 果 の 公 表

健康福祉部

| 契約の名称又は品名・数量等 | 契約日 | 契約の相手先の名称及び所在地 | 契約金額 | 地方自治法施行令の適用条項 | 随意契約とした理由 | 契約相手先以外の見積書徴取先及び見積金額 | | 所管部課（地方機関）の名称 | 備　考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | | 名称 | 金額 | | |
| 令和7年度島根県ナースセンター事業委託 | R7.4.1 | 公益社団法人　島根県看護協会<br>会長　池田　康枝<br>松江市袖師町７－１１ | 20,610,667 | 第167条の2第1項第2号 | 公益社団法人島根県看護協会は、会員数5,400人超の看護職能団体で、看護職員の資質向上に努める公益法人であり、本県の看護師等教育研修事業の委託実績がある。<br>本事業は、看護職員の確保、資質向上及び勤務環境改善等を図るための事業であり、本県において本事業を一体的かつ確実に実施できる団体は当該法人以外にないため。 | | | 医療政策課 | |
| 令和7年度新人看護職員研修（多施設合同）事業 | R7.4.1 | 公益社団法人　島根県看護協会<br>会長　池田　康枝<br>松江市袖師町７－１１ | 2,305,350 | 第167条の2第1項第2号 | 公益社団法人 島根県看護協会は、県民に安全・安心な看護サービスを提供するため、看護職員の資質向上等に取り組んでいる公益団体であり、こうした同協会の取り組みは本事業の目的にも合致するとともに、我が国の看護の動向を把握し、必要な研修計画の企画・立案から実施までできる能力を有する団体は本県では同協会のみであるため。 | | | 医療政策課 | |
| 令和7年度新人看護職員研修（研修責任者等）事業 | R7.4.1 | 公益社団法人　島根県看護協会<br>会長　池田　康枝<br>松江市袖師町７－１１ | 3,203,420 | 第167条の2第1項第2号 | 公益社団法人 島根県看護協会は、県民に安全・安心な看護サービスを提供するため、看護職員の資質向上等に取り組んでいる公益団体であり、こうした同協会の取り組みは本事業の目的にも合致するとともに、我が国の看護の動向を把握し、必要な研修計画の企画・立案から実施までできる能力を有する団体は本県では同協会のみであるため。 | | | 医療政策課 | |
| 令和7年度看護師等教育研修事業 | R7.4.1 | 公益社団法人　島根県看護協会<br>会長　池田　康枝<br>松江市袖師町７－１１ | 2,297,990 | 第167条の2第1項第2号 | 公益社団法人 島根県看護協会は、県民に安全・安心な看護サービスを提供するため、看護職員の資質向上等に取り組んでいる公益団体であり、こうした同協会の取り組みは本事業の目的にも合致するとともに、我が国の看護の動向を把握し、必要な研修計画の企画・立案から実施までできる能力を有する団体は本県では同協会のみであるため。 | | | 医療政策課 | |

（様式２）

4月契約分

# 随 意 契 約 の 結 果 の 公 表

健康福祉部

| 契約の名称又は品名・数量等 | 契約日 | 契約の相手先の名称及び所在地 | 契約金額 | 地方自治法施行令の適用条項 | 随意契約とした理由 | 契約相手先以外の見積書徴取先及び見積金額 | | 所管部課（地方機関）の名称 | 備　考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | | 名称 | 金額 | | |
| 令和7年度看護師の特定行為に係る指定研修機関設置・運営事業 | R7.4.1 | 島根県立中央病院<br>病院長　小阪 真二<br>島根県出雲市姫原四丁目1-1 | 18,000,000 | 第167条の2第1項第2号 | 今後の地域包括ケアシステム構築にあたり、2025年に向けてさらなる在宅医療の推進を図るために、あらゆる分野での活躍が期待される特定行為ができる看護師を計画的に養成することは政策医療である。<br>島根県立中央病院は、県立病院の使命として、島根県内全域を対象として地域に必要とされる総合力をもった医療者の育成を担う地域医療支援病院であることから、平成29年度以降、島根県立中央病院に特定行為研修の指定研修機関を設置することを前提に、検討や予算措置を行ってきているところである。<br>以上から、本事業を実施できる団体は当該病院以外にない。 | | | 医療政策課 | |
| 令和7年度助産師出向支援事業 | R7.4.1 | 公益社団法人島根県看護協会<br>会長　池田康枝<br>松江市袖師町7-11 | 2,383,270 | 第167条の2第1項第2号 | 公益社団法人島根県看護協会は、会員数5,400人超の看護職能団体で、看護職員の資質向上に努める公益法人であり、本県の看護職員確保対策事業等の委託実績がある。<br>本事業は、助産師の偏在解消及び実践能力の強化を図るものであり、関係団体との調整、助産職能に関する知見が不可欠であるが、島根県においてこの事業を確実に実施できる団体は当該法人以外にない。 | | | 医療政策課 | |
| R7島根県認定看護師教育課程開講準備・フォローアップ研修事業 | R7.4.1 | 公立大学法人島根県立大学<br>理事長<br>島根県浜田市野原町2433-2 | 20,545,179 | 第167条の2第1項第2号 | 島根県立大学は、平成25年10月にしまね看護栄養交流センターを設置し、県内における看護学の学習機会を積極的に提供している。センターでは看護教育力の向上の取り組みとして、医療の高度化・多様化や社会情勢の変化に対応した安全で質の高い看護を提供するためのキャリア形成を支援している。こうした活動は、本事業の目的に合致している。<br>また、認定看護師養成機関の開設にあたっては、公益社団法人日本看護協会より認定看護師教育機関としての認定を受ける必要があるが、その認定を受けるために必要な看護教員及び実習施設の確保、教育カリキュラムの作成等を行い、その教育課程を運営することができる体制が整っているのは、県内では島根県立大学のみである。<br>以上より、本事業を実施できる団体は当該法人以外にない。 | | | 医療政策課 | |
| 令和7年度島根県看護職員実習指導者養成講習会実施事業 | R7.4.1 | 公立大学法人島根県立大学<br>理事長<br>島根県浜田市野原町2433-2 | 2,719,037 | 第167条の2第1項第2号 | 島根県立大学は、看護基礎教育を実施している教育機関であり、看護基礎教育の現状をふまえた研修実施が可能である。<br>また、島根県立大学では、平成25年10月にしまね看護栄養交流センターを設置し、県内における看護学の学習機会を積極的に提供している。当該センターでは看護教育力の向上の取り組みとして、医療の高度化・多様化や社会情勢の変化に対応した安全で質の高い看護を提供するためのキャリア形成を支援している。こうした活動は、本事業の目的に合致している。<br>以上より、本事業を実施できる団体は当該法人以外にない。 | | | 医療政策課 | |

（様式２）

4月契約分

# 随 意 契 約 の 結 果 の 公 表

健康福祉部

| 契約の名称又は品名・数量等 | 契約日 | 契約の相手先の名称及び所在地 | 契約金額 | 地方自治法施行令の適用条項 | 随意契約とした理由 | 契約相手先以外の見積書徴取先及び見積金額 | | 所管部課（地方機関）の名称 | 備　考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | | 名称 | 金額 | | |
| 令和7年度島根県難病医療提供体制整備事業 | R7.4.1 | 公益財団法人<br>ヘルスサイエンスセンター島根<br>出雲市塩冶町２２３番地7 | 5,265,000 | 第167条の2第1項第2号 | 難病医療のノウハウや医療機関とのネットワークを有した、県内唯一の難病専門の研究機関であるため。 | | | 健康推進課 | |
| 令和7年度島根県難病相談・支援センター事業及び専門相談事業 | R7.4.1 | 公益財団法人<br>ヘルスサイエンスセンター島根<br>出雲市塩冶町２２３番地7 | 13,636,000 | 第167条の2第1項第2号 | 難病相談・指導及び支援の能力と実績を有した、県内唯一の難病専門の研究機関であるため。 | | | 健康推進課 | |
| 令和7年度島根県国保ヘルスアップ支援事業の総合的な推進に係る業務 | R7.4.1 | 国立大学法人島根大学<br>松江市西川津町1060番地 | 47,250,840 | 第167条の2第1項第2号 | 島根県及び県内市町村と連携しながら総合的に保健事業を支援できる能力を有する唯一の者であるため。 | | | 健康推進課 | |
| 令和7年度先天性代謝異常等検査業務委託 | R7.4.1 | 国立大学法人島根大学<br>松江市西川津町1060番地 | 4,268<br>（単価契約） | 第167条の2第1項第2号 | 島根大学は県内で唯一新生児スクリーニング検査が可能な機関である。新生児スクリーニング検査の対象となっている疾患は急性発症により新生児の命に関わる場合もあり、より迅速な検査体制を確保する必要がある。したがって、県内で検査を行える島根大学に委託するのが望ましいため。 | | | 健康推進課 | 【単価契約】<br>執行予定総額<br>17,072,000円 |

（様式２）

4月契約分

# 随 意 契 約 の 結 果 の 公 表

健康福祉部

| 契約の名称又は品名・数量等 | 契約日 | 契約の相手先の名称及び所在地 | 契約金額 | 地方自治法施行令の適用条項 | 随意契約とした理由 | 契約相手先以外の見積書徴取先及び見積金額 | | 所管部課（地方機関）の名称 | 備　考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | | 名称 | 金額 | | |
| しまね不妊と妊娠・出産相談センター事業の委託契約 | R7.4.1 | 国立大学法人島根大学<br>松江市西川津町1060番地 | 5,954,520 | 第167条の2第1項第2号 | 島根大学（医学部附属病院）は、生殖補助医療機関であり、NIPTの基幹施設であること、これから妊娠・出産を考える方のためのプレコンセプションケア外来や、女性ヘルスケア外来などが既にあること、自施設内で専門的な職員（産婦人科医師、看護師又は助産師、精神科医、ソーシャルワーカー等）と速やかに連携できる環境が整っている県内唯一の機関であるため。 | | | 健康推進課 | |
| 周産期医療情報共有システム業務の委託契約 | R7.4.1 | 国立大学法人島根大学<br>松江市西川津町1060番地 | 3,683,650 | 第167条の2第1項第2号 | 本業務は県が設置した周産期医療情報センターに委託すべき業務のため、周産期医療情報センターである島根大学医学部附属病院へ委託する。 | | | 健康推進課 | |
| 令和7年度骨折及び骨粗鬆症予防モデル事業 | R7.4.1 | 株式会社JMDC<br>東京都港区芝大門2丁目5番5号<br>住友芝大門ビル12階 | 10,519,850 | 第167条の2第1項第2号 | 株式会社JMDCは、骨折及び骨粗鬆症予防事業（データ分析及び保健事業提案を内容とするもの）の委託先として令和6年度にプロポーザルで選定した事業者であり、本県における骨折及び骨粗鬆症に係る状況等を詳細に分析した結果を踏まえ、通知物の掲載内容やデザイン等を含めた具体的かつ効果的な保健事業の提案を行っていることから、本提案に沿った保健事業を実施できる事業者は同社以外にはないため。 | | | 健康推進課 | |
| 令和7年度がん患者・家族サポートセンター運営事業 | R7.4.1 | 国立大学法人島根大学<br>松江市西川津町1060番地 | 8,354,940 | 第167条の2第1項第2号 | 事業を実施するには、以下の要件を全て満たす必要があるが、これらを満たすのは県内で唯一厚生労働省から都道府県がん診療連携拠点病院の指定を受けており、教育機能、がん相談機能及びがん医療機能を併せ持つ島根大学のみであるため。<br>①がん相談員及びピアサポートに携わる人材育成が可能。<br>②がん相談のノウハウを有すること。<br>③診療現場の医師・看護師等との連携を密接に図ることが可能。<br>④島根県がん対策推進協議会（患者・家族支援部会、がん相談員実務担当者会、就労支援連絡会）との連携を図ることが可能。 | | | 健康推進課 | |

（様式２）

4月契約分

# 随 意 契 約 の 結 果 の 公 表

健康福祉部

| 契約の名称又は品名・数量等 | 契約日 | 契約の相手先の名称及び所在地 | 契約金額 | 地方自治法施行令の適用条項 | 随意契約とした理由 | 契約相手先以外の見積書徴取先及び見積金額 | | 所管部課（地方機関）の名称 | 備　考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | | 名称 | 金額 | | |
| 令和7年度島根県がん登録室<br>運営事業 | R7.4.1 | 国立大学法人島根大学<br>松江市西川津町1060番地 | 10,340,000 | 第167条の2第1項第2号 | 事業を実施するには、以下の要件を全て満たす必要があるが、これらを満たすのは県内で唯一厚生労働省から都道府県がん診療連携拠点病院の指定を受けている島根大学のみであるため。<br>①がんに関する基礎研究部門を設置し、がんを専門的に研究しており、その研究結果を地域社会へ還元することを理念としていること。<br>②県におけるがん診療の質の向上及びがん診療連携協力体制の構築に関して、中心的な役割を担っていること。<br>③情報の管理を厳格に行う体制が整っていること。 | | | 健康推進課 | |
| 令和7年度島根県働き盛り世代の<br>大腸がん検診精密検査受診勧奨<br>モデル事業 | R7.4.1 | 公益財団法人島根県環境保健公社<br>松江市古志原1丁目4番6号 | 2,539,732 | 第167条の2第1項第2号 | 以下の理由から当該業務を委託できるのは（公財）島根県環境保健公社のみであるため。<br>・島根県内の75歳未満の人口の約4割は全国健康保険協会（協会けんぽ）の加入者であり、（公財）島根県環境保健公社が実施している事業所健診のほとんどが協会けんぽからの受託であること。<br>・（公財）島根県環境保健公社は、全県で年間2000箇所以上の事業所から健診を受託しており、豊富なノウハウやデータをもっていることから、県が指示した方法でのデータの集計や分析が可能であること。 | | | 健康推進課 | |
| 令和7年度介護保険指定事業者管理<br>システム運用支援業務委託 | R7.4.1 | 株式会社マツケイ<br>島根県松江市乃木福富町<br>７３５－２１１ | 3,696,000 | 第167条の2第1項第2号 | 平成10年度末に一般競争入札によって介護保険指定事業者管理システムが導入され、このシステムによって指定事業者の情報管理を行っているが、その後の度重なる制度改正により大幅な仕様変更が行われている。<br>このシステムへの入力修正作業、データベース管理、インターネット掲載のための連携ファイルの出力等の業務はシステム設計と密接した関係があり、かつ介護保険制度に精通した事業者である必要がある。以上のことから当該業務はこれらのシステムを構築した業者以外では所要の目的を果たせないため。 | | | 高齢者福祉課 | |
| 令和7年度しまね認知症<br>コールセンター事業 | R7.4.1 | 公益社団法人<br>認知症の人と家族の会　島根県支部<br>出雲市今市町1213 | 2,142,000 | 第167条の2第1項第2号 | 公益社団法人認知症の人と家族の会（以下「家族会」という。）は、認知症に関する正しい知識の普及と理解の促進、認知症の人と家族に対する相談及び指導等を活動の目的として設置された団体で、認知症に関わる当事者（認知症の人、家族、介護職、医療職等）を中心として構成される全国的な唯一の団体である。<br>　委託業務は、認知症の電話相談であり、家族会島根県支部は電話相談による支援活動を県内で実施している唯一の団体で、この業務を企画・実施できる唯一の団体である。 | | | 高齢者福祉課 | |

（様式２）

4月契約分

# 随 意 契 約 の 結 果 の 公 表

健康福祉部

| 契約の名称又は品名・数量等 | 契約日 | 契約の相手先の名称及び所在地 | 契約金額 | 地方自治法施行令の適用条項 | 随意契約とした理由 | 契約相手先以外の見積書徴取先及び見積金額 | | 所管部課（地方機関）の名称 | 備　考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | | 名称 | 金額 | | |
| 令和7年度しまね若年性認知症相談支援センター運営事業 | R7.4.1 | 公益社団法人<br>認知症の人と家族の会　島根県支部<br>出雲市今市町1213 | 2,472,000 | 第167条の2第1項第2号 | 公益社団法人認知症の人と家族の会（以下「家族会」という。）は、認知症に関する正しい知識の普及と理解の促進、認知症の人と家族に対する相談及び指導等を活動の目的として設置された団体で、認知症に関わる当事者（認知症の人、家族、介護職、医療職等）を中心として構成される全国的な唯一の団体である。家族会は「しまね認知症コールセンター運営事業」を受託しており、当事者等からの電話相談及び市町村等関係機関との連携の実績があり、また全国組織のネットワークを活かして、全国で活躍する先駆的な当事者や団体の活動や先進的な対応が期待できる。さらに認知症施策検討委員会において、本事業を行うのに適した団体とされ、若年性認知症支援コーディネーター研修も3名が受講修了しており、家族会はこの業務を企画、実施できる唯一の団体である。 | | | 高齢者福祉課 | |
| 令和7年度認知症疾患医療センター運営事業 | R7.4.1 | 国立大学法人島根大学<br>松江市西川津町1060 | 8,753,000 | 第167条の2第1項第2号 | 島根大学医学部付属病院は、島根県認知症疾患医療センター運営事業実施要綱に基づき、認知症疾患医療センター（基幹型）の指定を受けており、この事業を実施できる唯一の保険医療機関であるため。 | | | 高齢者福祉課 | |
| 令和7年度認知症疾患医療センター運営事業 | R7.4.1 | 社会医療法人正光会<br>益田市高津4丁目24-10 | 5,249,000 | 第167条の2第1項第2号 | 島根県認知症疾患医療センター運営事業実施要綱に基づき、認知症疾患医療センター（地域型）の指定を受けたこの事業を実施できる唯一の保険医療機関であるため。 | | | 高齢者福祉課 | |
| 令和7年度認知症疾患医療センター運営事業 | R7.4.1 | 社会医療法人清和会<br>浜田市港町293-2 | 3,621,000 | 第167条の2第1項第2号 | 島根県認知症疾患医療センター運営事業実施要綱に基づき、認知症疾患医療センター（地域型）の指定を受けたこの事業を実施できる唯一の保険医療機関であるため。 | | | 高齢者福祉課 | |

（様式２）

4月契約分

# 随 意 契 約 の 結 果 の 公 表

健康福祉部

| 契約の名称又は品名・数量等 | 契約日 | 契約の相手先の名称及び所在地 | 契約金額 | 地方自治法施行令の適用条項 | 随意契約とした理由 | 契約相手先以外の見積書徴取先及び見積金額 | | 所管部課（地方機関）の名称 | 備　考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | | 名称 | 金額 | | |
| 令和7年度認知症疾患医療センター運営事業 | R7.4.1 | 社会医療法人昌林会<br>安来市安来町899-1 | 3,621,000 | 第167条の2第1項第2号 | 島根県認知症疾患医療センター運営事業実施要綱に基づき、認知症疾患医療センター（地域型）の指定を受けたこの事業を実施できる唯一の保険医療機関であるため。 | | | 高齢者福祉課 | |
| 令和7年度認知症疾患医療センター運営事業 | R7.4.1 | 隠岐広域連合<br>隠岐の島町城北町355 | 2,328,000 | 第167条の2第1項第2号 | 島根県認知症疾患医療センター運営事業実施要綱に基づき、認知症疾患医療センター（連携型）の指定を受けたこの事業を実施できる唯一の保険医療機関であるため。 | | | 高齢者福祉課 | |
| VR認知症コンテンツ利用許諾契約 | R7.4.1 | 株式会社シルバーウッド<br>千葉県浦安市入船一丁目5番2号 | 3,300,000 | 第167条の2第1項第2号 | 株式会社シルバーウッドが所有するVR認知症コンテンツは、借入れが可能なVRコンテンツの中で、認知症の本人視点及び家族の視点を体験でき、かつ、一般住民から専門職まで幅広く対応できるプログラムを有しており、本県のVR認知症体験会の目的を達成できる唯一のコンテンツであるため。 | | | 高齢者福祉課 | |
| 令和7年度生活支援コーディネーター活動支援研修業務 | R7.4.1 | 社会福祉法人<br>島根県社会福祉協議会<br>松江市東津田町 1741-3 | 3,247,000 | 第167条の2第1項第2号 | 生活支援コーディネーターは高齢者の生活を支えるため、地域の様々な活動や関係者をつなぐ役割が期待されている。その活動は社協の地域福祉の充実と連動していること、数多くの研修を実施しているノウハウがあるため。 | | | 高齢者福祉課 | |

（様式２）

4月契約分

# 随 意 契 約 の 結 果 の 公 表

健康福祉部

| 契約の名称又は品名・数量等 | 契約日 | 契約の相手先の名称及び所在地 | 契約金額 | 地方自治法施行令の適用条項 | 随意契約とした理由 | 契約相手先以外の見積書徴取先及び見積金額 | | 所管部課（地方機関）の名称 | 備　考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | | 名称 | 金額 | | |
| 令和7年度島根県介護生産性向上総合相談センター運営事業 | R7.4.15 | 公益財団法人介護労働安定センター島根支部<br>松江市朝日町498 | 13,239,914 | 第167条の2第1項第2号 | 介護労働安定センター島根支部は本事業に関して豊富なノウハウを有しており、介護生産性向上に関してより効果的な事業の実施が期待できる唯一の機関であるため。 | | | 高齢者福祉課 | |
| 令和6年度島根県エルダー・メンター制度導入支援事業業務委託 | R7.4.1 | 社会福祉法人<br>島根県社会福祉協議会<br>島根県松江市東津田町１７４１－３ | 2,560,000 | 第167条の2第1項第2号 | 本事業は、新任職員等に寄り添い、仕事や人間関係の悩みを受け止め精神的なサポート役を担う先輩職員（エルダー）やそれを支援する指導者（メンター）を、養成・フォローすることを目的としている。そこに、地域の福祉課題に沿った福祉分野における専門的知識やノウハウが求められており、社会福祉協議会はその役割を果たす団体である。また、当該団体は社会福祉法第９３条に基づき、県ごとに1団体に限り定められる福祉人材センターに指定されており、今回の事業を円滑に実施できる唯一の団体であるため。 | | | 高齢者福祉課 | |
| 令和7年度　高齢者活躍推進情報発信等業務委託 | R7.4.1 | 株式会社山陰中央新報社<br>松江市殿町３８３ | 4,620,000 | 第167条の2第1項第2号 | ・広報の方法としていろいろな媒体が考えられるが、対象は高齢者であり、手にとって見ることができる媒体が望ましい。新聞が最適だが、価格面を考慮すると、別刷りのタブロイド紙での広報が効果的と判断する。<br>・相手先としては、18万部の発行実績を持ち、県内での新聞の圧倒的シェアを有する山陰中央新報社が適当。 | | | 高齢者福祉課 | |
| 令和７年度島根県訪問看護支援センター事業の委託 | R7.4.1 | 公益社団法人<br>島根県看護協会　会長<br>松江市袖師町７－１１ | 20,900,000 | 第167条の2第1項第2号 | 公益社団法人島根県看護協会は、会員数5,500人超の看護職能団体で、看護職員の資質向上に努める公益法人であり、本県の看護職員の確保、資質向上等を図ることを目的とした事業の委託実績がある。<br>本事業は、訪問看護ステーションの等の人材確保・定着支援、資質向上のための研修の実施、訪問看護に関する相談や普及啓発を行い訪問看護の推進を図るための事業であり、本県において本事業を一体的かつ確実に実施できる団体は当該法人以外にないため。 | | | 高齢者福祉課 | |

（様式２）

4月契約分

# 随 意 契 約 の 結 果 の 公 表

健康福祉部

| 契約の名称又は品名・数量等 | 契約日 | 契約の相手先の名称及び所在地 | 契約金額 | 地方自治法施行令の適用条項 | 随意契約とした理由 | 契約相手先以外の見積書徴取先及び見積金額 | | 所管部課（地方機関）の名称 | 備　考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | | 名称 | 金額 | | |
| 令和7年度介護給付適正化業務委託 | R7.4.1 | 島根県国民健康保険団体連合会<br>島根県松江市学園一丁目7番14号 | 4,465,000 | 第167条の2第1項第2号 | この業務は、島根県国民健康保険団体連合会が開発した介護給付適正化システムを運用し、同システムにより出力されたデータを利用して実施するものである。また、必要に応じて介護給付費の過誤調整の処理を保険者に代わって行うことから、同会がこの業務を遂行できる唯一の団体であるため。 | | | 高齢者福祉課 | |
| 令和6年度島根県女性のつながりサポート相談業務 | R7.4.1 | しんぐるまざぁず・ふぉーらむ出雲（島根）<br>出雲市今市町１６６１－１９<br>「比良（ひら）助産院」内 | 4,445,000 | 第167条の2第1項第2号 | ・内閣府の地域女性活躍推進交付金「つながりサポート型」メニューは、困難を抱える女性が対象であり、かつ、こうした女性を従来から支援してきた民間団体に委託実施することが求められている。<br>・中でも、特に支援が必要とされるシングルマザーを対象とした相談等を実施できる団体に委託することで、これまで支援が行き届いていない女性を幅広く支援につなげていくことが可能となる。<br>・しんぐるまざぁず・ふぉーらむ出雲(島根)は、１４年間にわたり県下でシングルマザーの支援活動を継続しており、専門家等との連携や開催ノウハウを兼ね備えているため、上記要件を満たしている。<br>・上記要件を満たす民間団体は、県内に当該団体1団体しか存在しない。<br>・以上より、本業務を確実に遂行できる体制を十分に整えている委託先は、しんぐるまざあず・ふぉーらむ出雲(島根)以外にはない。 | | | 青少年家庭課 | |
| 島根県母子・父子福祉センター管理運営等業務 | R7.4.1 | 島根県松江市東津田町１７４１－３<br>一般財団法人<br>島根県母子寡婦福祉連合会 | 9,314,000 | 第167条の2第1項第2号 | 当該業務は、母子家庭、父子家庭、及び寡婦に対して各種の相談に応ずるとともに、経済的基盤の弱いひとり親家庭等を対象に、就労のための知識技能等の習得を支援することにより経済的基盤の確立と自立促進を図るほか、養育費の履行確保のための法律相談の実施を目的としており、その目的を達成するためには、母子寡婦福祉の振興、推進等の活動を実施できる組織力、情報収集力等が不可欠である。<br>当該団体は、県下全域を対象とした唯一の母子寡婦福祉団体であり、活動実績、組織力及び情報収集力等から、本業務を遂行できる委託先は、（一財）島根県母子寡婦福祉連合会以外にない。 | | | 青少年家庭課 | |
| 島根県保育士・保育所支援センター設置・運営業務 | R7.4.1 | 社会福祉法人<br>島根県社会福祉協議会<br>島根県松江市東津田町１７４１番地3 | 12,007,000 | 第167条の2第1項第2号 | 社会福祉法第９３条に基づき、福祉人材センターとして知事が指定した県内で唯一の社会福祉法人であるため。 | | | 子ども・子育て支援課 | |

（様式２）

4月契約分

# 随 意 契 約 の 結 果 の 公 表

健康福祉部

| 契約の名称又は品名・数量等 | 契約日 | 契約の相手先の名称及び所在地 | 契約金額 | 地方自治法施行令の適用条項 | 随意契約とした理由 | 契約相手先以外の見積書徴取先及び見積金額 | | 所管部課（地方機関）の名称 | 備　考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | | 名称 | 金額 | | |
| 島根県新卒保育士確保支援業務 | R7.4.1 | 社会福祉法人<br>島根県社会福祉協議会<br>島根県松江市東津田町１７４１番地3 | 2,167,000 | 第167条の2第1項第2号 | 社会福祉法第９３条に基づき、福祉人材センターとして知事が指定した県内で唯一の社会福祉法人であるため。 | | | 子ども･子育て支援課 | |
| 令和7年度しまね保育士<br>魅力向上･発信業務 | R7.4.18 | 株式会社山陰中央新報社<br>島根県松江市殿町383番地 | 4,697,000 | 第167条の2第1項第2号 | 企画提案競技により委託先を選定 | | | 子ども･子育て支援課 | |
| 令和7年度島根県保育人材確保支援事業に係る委託業務 | R7.4.1 | 株式会社アスカクリエート<br>埼玉県さいたま市大宮区桜木町<br>１－７－５　ソニックシティビル２１階 | 単価契約<br>700 | 第167条の2第1項第2号 | 派遣保育士等の選考･確保方法が明確であり、事業を実施するに足る人員数を確保できる見込みがあることなど、本業務を適切に実施できるのは当該相手方しかいないため。 | | | 子ども･子育て支援課 | 単価契約<br>予定調達総額<br>16,262,400円 |
| 令和7年度島根県放課後児童支援員等研修事業の実施に係る委託業務 | R7.4.1 | 特定非営利活動法人<br>日本放課後児童指導員協会<br>岡山県岡山市北区蕃山町４－５<br>岡山繊維会館4階 | 14,080,000 | 第167条の2第1項第2号 | 対応可能な講師数を揃えられることに加え、ICTを利用したリモート研修を円滑に実施できること、また研修の均質性を確保する観点からも、本業務を適切に実施できるのは当該相手方しかいないため。 | | | 子ども･子育て支援課 | |

（様式２）

4月契約分

# 随　意　契　約　の　結　果　の　公　表

健康福祉部

| 契約の名称又は品名・数量等 | 契約日 | 契約の相手先の名称及び所在地 | 契約金額 | 地方自治法施行令の適用条項 | 随意契約とした理由 | 契約相手先以外の見積書徴取先及び見積金額 | | 所管部課（地方機関）の名称 | 備　考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | | 名称 | 金額 | | |
| 令和7年度島根県放課後児童クラブ人材確保支援事業の実施に係る委託業務 | R7.4.1 | 株式会社アスカクリエート<br>埼玉県さいたま市大宮区桜木町<br>１－７－５　ソニックシティビル２１階 | 単価契約<br>770 | 第167条の2第1項第2号 | 派遣放課後児童支援員等の選考・確保方法が明確であり、事業を実施するに足る人員数を確保できる見込みがあることなど、本業務を適切に実施できるのは当該相手方しかいないため。 | | | 子ども・子育て支援課 | 単価契約<br>予定調達総額<br>2,772,000円 |
| 令和7年度島根県放課後児童クラブシルバー人材活用事業の実施に係る委託業務 | R7.4.1 | 公益社団法人<br>島根県シルバー人材センター連合会<br>松江市殿町８番地３ | 7,640,000 | 第167条の2第1項第2号 | シルバー人材センターへの入会から会員の派遣就業に繋げるためのノウハウを有しているなど、本業務を実施できるのは当該相手方しかいないため | | | 子ども・子育て支援課 | |
| 令和6年度放課後児童クラブ支援に係るスーパーバイザー業務<br>（西部地域） | R7.4.1 | 髙島　尊子 | 単価契約<br>研修等以外<br>20,570<br>研修<br>35,640 | 第167条の2第1項第2号 | 児童クラブでの主任経験等を通して現場の実情やクラブの運営に精通しており、クラブへの適切な助言が期待できるなど、本業務を実施できるのは当該相手方しかいないため。 | | | 子ども・子育て支援課 | 単価契約<br>予定調達総額<br>2,809,510円 |
| 令和6年度放課後児童クラブ支援に係るスーパーバイザー業務<br>（東部・隠岐地域②） | R7.4.1 | 江角　千絵 | 単価契約<br>研修等以外<br>20,570<br>研修<br>35,640 | 第167条の2第1項第2号 | 児童クラブでの主任経験等を通して現場の実情やクラブの運営に精通しており、クラブへの適切な助言が期待できるなど、本業務を実施できるのは当該相手方しかいないため。 | | | 子ども・子育て支援課 | 単価契約<br>予定調達総額<br>3,237,190円 |

（様式２）

4月契約分

# 随 意 契 約 の 結 果 の 公 表

健康福祉部

| 契約の名称又は品名・数量等 | 契約日 | 契約の相手先の名称及び所在地 | 契約金額 | 地方自治法施行令の適用条項 | 随意契約とした理由 | 契約相手先以外の見積書徴取先及び見積金額 | | 所管部課（地方機関）の名称 | 備　考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | | 名称 | 金額 | | |
| 「第24回ことのは表彰」業務 | R7.4.1 | DEATEC株式会社<br>雲南市大東町養賀７５９番地 | 4,115,315 | 第167条の2第1項第2号 | 提案競技において、最優秀提案者に選ばれたため | | | 子ども・子育て支援課 | |
| 令和７年度首都圏等での出会い創出イベント「島コン」企画運営業務 | R7.4.1 | 株式会社MYTURN<br>江津市江津町４６ | 2,904,000 | 第167条の2第1項第2号 | 同趣旨のイベントを複数回実施した実績や、島根との繋がりやUIターンを希望する者のコーディネート等を行うノウハウを有しているなど、本業務を円滑にかつ効果的に事業を実施できる唯一の委託先であるため | | | 子ども・子育て支援課 | |
| 島根県結婚支援コンシェルジュ業務 | R7.4.1 | 株式会社ZWEI<br>東京都中央区銀座五丁目９番８号 | 8,532,700 | 第167条の2第1項第2号 | 提案競技において、最優秀提案者に選ばれたため | | | 子ども・子育て支援課 | |
| 令和７年度結婚支援強化事業に係る業務 | R7.4.1 | 一般社団法人<br>しまね縁結びサポートセンター<br>松江市殿町８番地３ | 33,970,363 | 第167条の2第1項第2号 | はぴこの活動支援、出会いの場の拡大等について、事業を円滑に実施できる者は、オール島根の体制で結婚支援に取り組むことを目的に設立された当該相手方しかいないため。 | | | 子ども・子育て支援課 | |

（様式２）

4月契約分

# 随 意 契 約 の 結 果 の 公 表

健康福祉部

| 契約の名称又は品名・数量等 | 契約日 | 契約の相手先の名称及び所在地 | 契約金額 | 地方自治法施行令の適用条項 | 随意契約とした理由 | 契約相手先以外の見積書徴取先及び見積金額 | | 所管部課（地方機関）の名称 | 備　考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | | 名称 | 金額 | | |
| 令和7年度生の楽習講座事業の業務 | R7.4.1 | 一般社団法人島根県助産師会<br>出雲市大社町杵築西2377 | 7,743,000 | 第167条の2第1項第2号 | 当該相手方は平成14年から「命の尊さ」等に関する出前講座を実施しており、十分な成果をあげている。また平成26年度から本事業を継続して受託し、円滑かつ効果的に事業を実施しており、本事業を実施できる唯一の相手方であるため。 | | | 子ども・子育て支援課 | |
| 令和7年度「こっころメッセージ贈呈」業務 | R7.4.1 | 有限会社高浜印刷<br>松江市東長江町902－57 | 5,995,000 | 第167条の2第1項第2号 | 提案競技において、最優秀提案者に選ばれた相手方であるため。 | | | 子ども・子育て支援課 | |
| 令和7年度しまね子育て応援パスポート（こっころ）協賛店等情報提供システム運用保守及び登録促進業務 | R7.4.1 | 株式会社アルテミスビュースカイ<br>出雲市渡橋町416番地 | 2,280,000 | 第167条の2第1項第2号 | 当該相手方は従前から本業務実施を委託し、円滑かつ効果的に事業を実施しているとともに、小売り等店の情報に精通しており、本事業を実施できる唯一の相手方であるため。 | | | 子ども・子育て支援課 | |
| 心のダイヤル（電話相談）業務委託 | R7.4.1 | 社会福祉法人　島根いのちの電話<br>理事長　釜瀬　春隆<br>島根県松江市東津田町1741-3 | 6,050,000 | 第167条の2第1項第2号 | 外部委託をするにあたっては①県民の相談を受けることから県内の情勢を知っていること、②相談員に対する定期的な研修実施が可能であり、相談員の質の維持向上が図られることが要件となる。<br>選定法人は昭和54年7月に自殺予防を目的とした相談電話を開設し、相談実績も多く、また、定期的な研修受講により相談に必要な相談員の質を確保している。<br>よって本業務を遂行できるのは当該法人しかいないため。 | | | 心と体の相談センター | |

（様式２）

4月契約分

# 随 意 契 約 の 結 果 の 公 表

健康福祉部

| 契約の名称又は品名・数量等 | 契約日 | 契約の相手先の名称及び所在地 | 契約金額 | 地方自治法施行令の適用条項 | 随意契約とした理由 | 契約相手先以外の見積書徴取先及び見積金額 | | 所管部課（地方機関）の名称 | 備　考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | | 名称 | 金額 | | |
| 令和7年度島根県発達障害者支援センター運営委託業務 | R7.4.1 | 社会福祉法人親和会<br>出雲市神西沖町２４７６－１ | 57,272,782 | 第167条の2第1項第2号 | 本事業は発達障害者支援法及び発達障害者支援センター運営事業等実施要綱に基づき、法第14条第1項の規定により知事が指定した法人が実施することになっており、指定法人は2法人のみであるため。 | | | 障がい福祉課 | |
| 令和7年度島根県発達障害者支援センター運営委託業務 | R7.4.1 | 社会福祉法人いわみ福祉会<br>浜田市金城町七条ハ５５９－２ | 55,248,078 | 第167条の2第1項第2号 | 本事業は発達障害者支援法及び発達障害者支援センター運営事業等実施要綱に基づき、法第14条第1項の規定により知事が指定した法人が実施することになっており、指定法人は2法人のみであるため。 | | | 障がい福祉課 | |
| 令和7年度精神科救急医療体制整備事業業務委託 | R7.4.1 | 医療法人仁風会八雲病院<br>松江市大庭町1460-3 | 12,400円／日 | 第167条の2第1項第2号 | 島根県精神科救急医療体制整備事業実施要綱第５条第１項の規定により、知事が指定した精神科救急医療施設でなければ実施できないため。 | | | 障がい福祉課 | 単価契約<br>予定総額<br>1,140,800円 |
| 令和7年度精神科救急医療体制整備事業業務委託 | R7.4.1 | 松江市立病院<br>松江市乃白町32-1 | 12,400円／日 | 第167条の2第1項第2号 | 島根県精神科救急医療体制整備事業実施要綱第５条第１項の規定により、知事が指定した精神科救急医療施設でなければ実施できないため。 | | | 障がい福祉課 | 単価契約<br>予定総額<br>1,140,800円 |

（様式２）

4月契約分

# 随 意 契 約 の 結 果 の 公 表

健康福祉部

| 契約の名称又は品名・数量等 | 契約日 | 契約の相手先の名称及び所在地 | 契約金額 | 地方自治法施行令の適用条項 | 随意契約とした理由 | 契約相手先以外の見積書徴取先及び見積金額 | | 所管部課（地方機関）の名称 | 備　考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | | 名称 | 金額 | | |
| 令和7年度精神科救急医療体制整備事業業務委託 | R7.4.1 | 社会医療法人昌林会安来第一病院<br>安来市安来町899-1 | 12,400円／日 | 第167条の2第1項第2号 | 島根県精神科救急医療体制整備事業実施要綱第５条第１項の規定により、知事が指定した精神科救急医療施設でなければ実施できないため。 | | | 障がい福祉課 | 単価契約<br>予定総額<br>1,103,600円 |
| 令和7年度精神科救急医療体制整備事業業務委託 | R7.4.1 | 医療法人青葉会松江青葉病院<br>松江市上乃木五丁目1番8号 | 12,400円／日 | 第167条の2第1項第2号 | 島根県精神科救急医療体制整備事業実施要綱第５条第１項の規定により、知事が指定した精神科救急医療施設でなければ実施できないため。 | | | 障がい福祉課 | 単価契約<br>予定総額<br>1,140,800円 |
| 令和7年度精神科救急医療体制整備事業業務委託 | R7.4.1 | 島根県立こころの医療センター<br>出雲市下古志町1574-4 | 休日35,400円＋センター加算7,620円<br>夜間37,700円＋センター加算8,380円 | 第167条の2第1項第2号 | 島根県精神科救急医療体制整備事業実施要綱第５条第１項の規定により、知事が指定した精神科救急医療施設でなければ実施できないため。 | | | 障がい福祉課 | 単価契約<br>予定総額<br>22,110,660円 |
| 令和7年度精神科救急医療体制整備事業業務委託 | R7.4.1 | 医療法人同仁会海星病院<br>出雲市大津町3656番地1 | 12,400円／日 | 第167条の2第1項第2号 | 島根県精神科救急医療体制整備事業実施要綱第５条第１項の規定により、知事が指定した精神科救急医療施設でなければ実施できないため。 | | | 障がい福祉課 | 単価契約<br>予定総額<br>1,488,000円 |

（様式２）

4月契約分

# 随 意 契 約 の 結 果 の 公 表

健康福祉部

| 契約の名称又は品名・数量等 | 契約日 | 契約の相手先の名称及び所在地 | 契約金額 | 地方自治法施行令の適用条項 | 随意契約とした理由 | 契約相手先以外の見積書徴取先及び見積金額 | | 所管部課（地方機関）の名称 | 備　考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | | 名称 | 金額 | | |
| 令和7年度精神科救急医療体制整備事業業務委託 | R7.4.1 | 島根県立中央病院<br>出雲市姫原四丁目１－１ | 12,400円／日 | 第167条の2第1項第2号 | 島根県精神科救急医療体制整備事業実施要綱第５条第１項の規定により、知事が指定した精神科救急医療施設でなければ実施できないため。 | | | 障がい福祉課 | 単価契約<br>予定総額<br>1,512,800円 |
| 令和7年度精神科救急医療体制整備事業業務委託 | R7.4.1 | 医療法人恵和会石東病院<br>大田市大田町大田イ860番地３ | 12,400円／日 | 第167条の2第1項第2号 | 島根県精神科救急医療体制整備事業実施要綱第５条第１項の規定により、知事が指定した精神科救急医療施設でなければ実施できないため。 | | | 障がい福祉課 | 単価契約<br>予定総額<br>4,526,000円 |
| 令和7年度精神科救急医療体制整備事業業務委託 | R7.4.1 | 社会医療法人清和会西川病院<br>浜田市港町２９３番地２ | 12,400円／日 | 第167条の2第1項第2号 | 島根県精神科救急医療体制整備事業実施要綱第５条第１項の規定により、知事が指定した精神科救急医療施設でなければ実施できないため。 | | | 障がい福祉課 | 単価契約<br>予定総額<br>4,526,000円 |
| 令和7年度精神科救急医療体制整備事業業務委託 | R7.4.1 | 社会医療法人正光会松ヶ丘病院<br>益田市高津四丁目２４番地１０号 | 12,400円／日 | 第167条の2第1項第2号 | 島根県精神科救急医療体制整備事業実施要綱第５条第１項の規定により、知事が指定した精神科救急医療施設でなければ実施できないため。 | | | 障がい福祉課 | 単価契約<br>予定総額<br>4,526,000円 |

（様式２）

4月契約分

# 随 意 契 約 の 結 果 の 公 表

健康福祉部

| 契約の名称又は品名・数量等 | 契約日 | 契約の相手先の名称及び所在地 | 契約金額 | 地方自治法施行令の適用条項 | 随意契約とした理由 | 契約相手先以外の見積書徴取先及び見積金額 | | 所管部課（地方機関）の名称 | 備　考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | | 名称 | 金額 | | |
| 令和7年度子どもの心診療ネットワーク事業拠点病院相談支援体制強化事業業務委託 | R7.4.1 | 島根県立こころの医療センター<br>出雲市下古志町1574－4 | 15,300,663 | 第167条の2第1項第2号 | 当該病院は児童精神科等子どもの心の専門医を有し、児童思春期病棟及び、専門外来を設置するするなど児童思春期の精神科医療で高い評価を得ており、県内で拠点病院として活動できる医療機関は他にないため | | | 障がい福祉課 | |
| 令和7年度子どもの心診療ネットワーク事業子どもの心の診療対応力向上事業業務委託 | R7.4.1 | 国立大学法人島根大学<br>松江市西川津町1060 | 4,974,823 | 第167条の2第1項第2号 | 当該病院は本事業の協力病院として県内の支援体制構築に携わっており、子どもの心の診療部は子どもの心の問題に対応できる小児科・精神科の専門医を有している。また、研修会を開催できる人材や事例検討会に提供可能な事例が豊富であり、本事業の目的である人材育成、小児科と精神科などの医療機関間の連携を図ることができる唯一の機関であるため。 | | | 障がい福祉課 | |
| 令和7年度島根県聴覚障害者情報センター運営業務委託 | R7.4.1 | 社会福祉法人<br>島根県社会福祉事業団<br>松江市東津田町1741-3 | 32,199,000 | 第167条の2第1項第2号 | ・社会福祉法人島根県社会福祉事業団は、長年に渡り聴覚障がい者に対する支援を行ってきた実績を有しており、聴覚障がい当事者団体や支援団体との関係性も深い。そのため、聴覚障がい者の特性及びニーズを深く把握している団体である。<br>・委託事業を遂行する専門的な人材（手話通訳者、手話通訳士、ろう者）を雇用しており、適切な業務の実施、当該センターの利用者である聴覚障がい者の自立支援が可能である。<br>・県が求める事業規模で事業実施ができるのは当該団体のみ。<br>・これらの理由から、当該団体以外に委託事業を実施できる団体はないため。 | | | 障がい福祉課 | |
| 令和7年度島根県西部視聴覚障害者情報センター運営業務委託 | R7.4.1 | 社会福祉法人<br>島根県社会福祉事業団<br>松江市東津田町1741-4 | 45,931,000 | 第167条の2第1項第2号 | ・社会福祉法人島根県社会福祉事業団は、長年に渡り視聴覚障がい者に対する支援を行ってきた実績を有しており、視聴覚障がい当時者団体や支援団体との関係性も深い。そのため、視聴覚障がい者の特性及びニーズを深く把握している団体である。<br>・委託事業を遂行する専門的な人材（手話通訳士、歩行訓練士）を雇用しており、適切な業務の実施、当該センターの利用者である視聴覚障がい者の自立支援が可能である。<br>・県西部地域において、県が求める事業規模で事業実施ができるのは当該団体のみ。<br>・これらの理由から、当該団体以外に委託事業を実施できる団体はないため。 | | | 障がい福祉課 | 4/1当初契約額<br>（50,251,000円）<br>4/16変更契約<br>（45,931,000円） |

（様式２）

4月契約分

# 随 意 契 約 の 結 果 の 公 表

健康福祉部

| 契約の名称又は品名・数量等 | 契約日 | 契約の相手先の名称及び所在地 | 契約金額 | 地方自治法施行令の適用条項 | 随意契約とした理由 | 契約相手先以外の見積書徴取先及び見積金額 | | 所管部課（地方機関）の名称 | 備　考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | | 名称 | 金額 | | |
| 令和7年度島根県障害者社会参加推進センター運営事業委託 | R7.4.1 | 島根県<br>障害者社会参加推進センター<br>松江市東津田町1741-3 | 9,170,000 | 第167条の2第1項第2号 | ・障がい者の地域生活支援及び社会参加推進を業務とする本センターの運営においては、多岐に渡る障がい関係団体との調整機能が必要となる<br>・島根県障害者社会参加推進センターは、障がい者自らによる諸種の地域生活支援及び社会参加促進関係施策を実施し、障がい者の地域における自立生活と社会参加の推進を図ることを目的として、設立された組織である。<br>・また、島根県障害者社会参加推進センターは県内で唯一の身体・知的・精神の障がい関係団体等を構成員とした組織であり、障がい種別に関係なく上記の調整を行うことができる県内唯一の団体であるため。 | | | 障がい福祉課 | |
| 令和7年度島根県地域生活支援事業業務委託 | R7.4.1 | 島根県<br>障害者社会参加推進センター<br>松江市東津田町1741-3 | 38,985,000 | 第167条の2第1項第2号 | ・障がい者の地域生活支援及び社会参加推進を目的として複数の事業を実施する本事業においては、多岐に渡る障がい関係団体との調整機能が必要となる。<br>・島根県社会参加推進センターは、障がい者自らによる諸種の地域生活支援及び社会参加促進関係施策を実施し、障がい者の地域における自立生活と社会参加の推進を図ることを目的として、設立された組織である。<br>・また、島根県社会参加推進センターは県内で唯一の身体・知的・精神の障がい関係団体等を構成員とした組織であり、障がい種別に関係なく上記の調整を行うことができる県内唯一の団体であるため。 | | | 障がい福祉課 | |
| 令和7年度さざなみ学園・こくぶ学園地域療育事業 | R7.4.1 | 社会福祉法人親和会<br>出雲市神西沖町２４７６－１ | 18,014,172 | 第167条の2第1項第2号 | 島根県立さざなみ学園の移管に関する協定（H17.10.27)3条第6号において、協定締結時に実施していた地域療育事業と同様の事業を移管後も引き続き県から委託して実施することとなっており他の法人では実施できないため | | | 障がい福祉課 | |
| 令和7年度さざなみ学園・こくぶ学園地域療育事業 | R7.4.1 | 社会福祉法人いわみ福祉会<br>浜田市金城町七条ハ５５９－２ | 17,196,300 | 第167条の2第1項第2号 | 島根県立さざなみ学園の移管に関する協定（H17.10.27)3条第6号において、協定締結時に実施していた地域療育事業と同様の事業を移管後も引き続き県から委託して実施することとなっており他の法人では実施できないため | | | 障がい福祉課 | |

（様式２）

4月契約分

# 随 意 契 約 の 結 果 の 公 表

健康福祉部

| 契約の名称又は品名・数量等 | 契約日 | 契約の相手先の名称及び所在地 | 契約金額 | 地方自治法施行令の適用条項 | 随意契約とした理由 | 契約相手先以外の見積書徴取先及び見積金額 | | 所管部課（地方機関）の名称 | 備　考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | | 名称 | 金額 | | |
| 令和7年度島根県療育支援事業<br>（島根整肢学園） | R7.4.1 | 社会福祉法人島根整肢学園<br>江津市渡津町1926 | 4,636,775 | 第167条の2第1項第2号 | 地域において療育に関する中心的な役割を担い、関係機関との連携体制も十分に備わっており、その専門性を活用することで、より高い事業効果が期待できるため。 | | | 障がい福祉課 | |
| 令和7年度島根県療育支援事業<br>（あゆっこ益田） | R7.4.1 | 社会福祉法人島根整肢学園<br>江津市渡津町1926 | 2,061,400 | 第167条の2第1項第2号 | 地域において療育に関する中心的な役割を担い、関係機関との連携体制も十分に備わっており、その専門性を活用することで、より高い事業効果が期待できるため。 | | | 障がい福祉課 | |
| 令和7年度島根県医療的ケア児<br>支援センター運営事業 | R7.4.1 | 国立大学法人島根大学<br>松江市西川津町1060 | 15,444,165 | 第167条の2第1項第2号 | 医療的ケア児支援センターは、「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（令和3年法律第81条）」に基づき運営することとされており、同法第14条第1項の規定により、知事が指定した唯一の法人であるため。 | | | 障がい福祉課 | |
| 令和7年度措置入院者等移送業務<br>委託 | R7.4.1 | 日本交通株式会社<br>松江市東朝日町278番地3 | 特定大型車の場合　5,500円<br>／30分<br>保健所車両の場合　3,310円<br>／30分 | 第167条の2第1項第2号 | 措置入院患者の移送は全圏域において行われ、移送区間も圏域をまたがる場合がある。このため、委託先は全圏域において営業していることが必要であり、対象企業が県内においては1社であるため。 | | | 障がい福祉課 | 単価契約<br>予定総額<br>1,512,200円 |

（様式２）

4月契約分

# 随 意 契 約 の 結 果 の 公 表

健康福祉部

| 契約の名称又は品名・数量等 | 契約日 | 契約の相手先の名称及び所在地 | 契約金額 | 地方自治法施行令の適用条項 | 随意契約とした理由 | 契約相手先以外の見積書徴取先及び見積金額 | | 所管部課（地方機関）の名称 | 備　考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | | 名称 | 金額 | | |
| 令和7年度自死予防電話相談員養成事業実施業務委託 | R7.4.1 | 社会福祉法人島根いのちの電話<br>松江市東津田町1741番地3 | 2,550,000 | 第167条の2第1項第2号 | 同法人は、昭和54年に設立されて以来、県内で唯一の常設の電話相談機関としてボランティアの電話相談員により運営され、人生の悩みに関する相談をはじめとする様々な電話相談に応じてきており、同様の活動を行っている団体は同法人の他にないため。 | | | 障がい福祉課 | |
| あいサポート運動推進事業委託 | R7.4.1 | 社会福祉法人<br>島根県社会福祉協議会<br>松江市東津田町１７４１－３ | 4,325,160 | 第167条の2第1項第2号 | あいサポートメッセンジャーを養成するための研修会を実施し、メッセンジャーの登録・管理、あいサポーター研修会の受付、講師派遣、実施、結果報告を行うとともに小学生向け教材の作成を行うものである。<br>島根県社会福祉協議会は、社会福祉法に基づき設置され、地域福祉の推進や社会福祉事業に関する連絡調整を主たる目的とする公的な法人である。<br>あいサポート運動推進事業を県内で広域的に実施できる団体は、島根県社会福祉協議会しかなく、同法人を委託先とする。 | | | 障がい福祉課 | |
| 令和7年度島根県障がい者就労移行推進事業業務委託 | R7.4.1 | 社会福祉法人桑友<br>松江市天神町９３ | 12,747,000 | 第167条の2第1項第2号 | 障害者の雇用の促進等に関する法律第27条の規定に基づき、知事の指定を受けた法人が行うこととなっており、その法人が各障害保健福祉圏域に1法人しかないため | | | 障がい福祉課 | |
| 令和7年度島根県障がい者就労移行推進事業業務委託 | R7.4.1 | 社会福祉法人雲南広域福祉会<br>雲南市木次町下熊谷１２５９番地1 | 9,068,000 | 第167条の2第1項第2号 | 障害者の雇用の促進等に関する法律第27条の規定に基づき、知事の指定を受けた法人が行うこととなっており、その法人が各障害保健福祉圏域に1法人しかないため | | | 障がい福祉課 | |

（様式２）

4月契約分

# 随　意　契　約　の　結　果　の　公　表

健康福祉部

| 契約の名称又は品名・数量等 | 契約日 | 契約の相手先の名称及び所在地 | 契約金額 | 地方自治法施行令の適用条項 | 随意契約とした理由 | 契約相手先以外の見積書徴取先及び見積金額 | | 所管部課（地方機関）の名称 | 備　考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | | 名称 | 金額 | | |
| 令和7年度島根県障がい者就労移行推進事業業務委託 | R7.4.1 | 社会福祉法人親和会<br>出雲市神西沖町２４７６－１ | 15,247,000 | 第167条の2第1項第2号 | 障害者の雇用の促進等に関する法律第27条の規定に基づき、知事の指定を受けた法人が行うこととなっており、その法人が各障害保健福祉圏域に1法人しかないため | | | 障がい福祉課 | |
| 令和7年度島根県障がい者就労移行推進事業業務委託 | R7.4.1 | 社会福祉法人亀の子<br>大田市長久町長久ロ２６７－６ | 6,346,000 | 第167条の2第1項第2号 | 障害者の雇用の促進等に関する法律第27条の規定に基づき、知事の指定を受けた法人が行うこととなっており、その法人が各障害保健福祉圏域に1法人しかないため | | | 障がい福祉課 | |
| 令和7年度島根県障がい者就労移行推進事業業務委託 | R7.4.1 | 社会福祉法人いわみ福祉会<br>浜田市金城町七条ハ５５９－２ | 9,167,000 | 第167条の2第1項第2号 | 障害者の雇用の促進等に関する法律第27条の規定に基づき、知事の指定を受けた法人が行うこととなっており、その法人が各障害保健福祉圏域に1法人しかないため | | | 障がい福祉課 | |
| 令和7年度島根県障がい者就労移行推進事業業務委託 | R7.4.1 | 社会福祉法人希望の里福祉会<br>益田市高津３丁目２３番１号 | 12,057,000 | 第167条の2第1項第2号 | 障害者の雇用の促進等に関する法律第27条の規定に基づき、知事の指定を受けた法人が行うこととなっており、その法人が各障害保健福祉圏域に1法人しかないため | | | 障がい福祉課 | |

（様式２）

4月契約分

# 随 意 契 約 の 結 果 の 公 表

健康福祉部

| 契約の名称又は品名・数量等 | 契約日 | 契約の相手先の名称及び所在地 | 契約金額 | 地方自治法施行令の適用条項 | 随意契約とした理由 | 契約相手先以外の見積書徴取先及び見積金額 | | 所管部課（地方機関）の名称 | 備　考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | | 名称 | 金額 | | |
| 令和7年度島根県障がい者就労移行推進事業業務委託 | R7.4.1 | 社会福祉法人わかば<br>隠岐郡隠岐の島町岬町中の津四309-1 | 5,902,000 | 第167条の2第1項第2号 | 障害者の雇用の促進等に関する法律第27条の規定に基づき、知事の指定を受けた法人が行うこととなっており、その法人が各障害保健福祉圏域に1法人しかないため | | | 障がい福祉課 | |
| 令和7年度島根県障がい者文化芸術活動支援センター業務委託 | R7.4.1 | 社会福祉法人いわみ福祉会<br>浜田市金城町七条ハ559－2 | 11,000,000 | 第167条の2第1項第2号 | 長年にわたり障がい者の文化芸術活動支援を行ってきた実績を有しており、福祉関連団体、文化関連団体との関係性も深い。また、本業を遂行するために必要な専門的な人材を雇用しており、県が求める事業規模で実施可能な唯一の法人であるため。 | | | 障がい福祉課 | |
| 令和7年度障がい者就労事業振興センター業務委託 | R7.4.1 | 特定非営利活動法人<br>島根県障がい者就労事業振興センター<br>松江市東津田町1741-3 | 49,829,340 | 第167条の2第1項第2号 | 工賃向上に関する専門的支援が行える、全県をカバーすることが可能な唯一の組織であること、また、他産業の経験と専門知識を有する職員を配置し、県内の就労継続支援事業所の情報、課題、ニーズを深く理解していることから、県と就労継続支援B型事業所が策定した工賃向上計画に基づき事業を実施する上で課題解決等により高い事業効果が見込まれるため。 | | | 障がい福祉課 | |
| 令和7年度島根県強度行動障がい(児)者処遇支援体制整備事業委託 | R7.4.1 | 社会福祉法人<br>島根県社会福祉事業団<br>島根県松江市東津田町１７４１－３ | 7,807,200 | 第167条の2第1項第2号 | 県内で唯一強度行動障がい者支援のための専用棟を有し、従前から支援に取組み実績をあげているため | | | 障がい福祉課 | |

（様式２）

4月契約分

# 随 意 契 約 の 結 果 の 公 表

健康福祉部

| 契約の名称又は品名・数量等 | 契約日 | 契約の相手先の名称及び所在地 | 契約金額 | 地方自治法施行令の適用条項 | 随意契約とした理由 | 契約相手先以外の見積書徴取先及び見積金額 | | 所管部課（地方機関）の名称 | 備　考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | | 名称 | 金額 | | |
| 令和7年度食品衛生法及び食品表示法に基づく収去検査業務委託 | R7.4.1 | 公益財団法人<br>島根県環境保健公社<br>島根県松江市古志原一丁目４番6号 | 単価契約 | 第167条の2第1項第2号 | 左記法人は、食品衛生法第３３条により登録された検査機関で、食品中の汚染物質や貝毒、同法第１３条第１項により定められた食品の成分規格など、県内の登録検査機関中で最も幅広い検査項目に対応できる体制が整っており、試験検査に関して多くの実績がある。また、松江市の本社に加え浜田支所を持ち、県内各保健所の検体を定期的に回収しており、当事業における収去食品の輸送面においても全県下をカバーする体制が整っている。食品の試験は定期的に実施する収去検査の外、食中毒等の事故発生時や違反食品の流通等、緊急的に行う検査もあり、速やかに対応し試験結果を得るためには、県内に所在していることが不可欠である。さらに、委託業務に係る協議・調整を綿密に行うことや、委託業務の監査等も容易に実施することができる。以上の条件を備えた委託先は左記の者以外にない。 | | | 薬事衛生課 | 単価契約<br>予定調達総額：<br>6,020,300円 |
| 令和7年度食品衛生推進業務委託 | R7.4.14 | 一般社団法人<br>島根県食品衛生協会<br>松江市東津田町１７４１－３ | 2,879,000 | 第167条の2第1項第2号 | 本業務には、県内全域での食品等事業者間のネットワークと専門的知識が不可欠であり、業務遂行に必要な体制が整えられているのは、本団体の他にはない。 | | | 薬事衛生課 | |
| 令和7年度島根県動物輸送業務及び島根県動物管理センター管理運営業務委託 | R7.4.1 | 新生運送有限会社<br>出雲市塩冶町1704 | 7,897,621 | 第167条の2第1項第8号 | 再度入札で落札がなかったため。 | | | 薬事衛生課 | |
| | | | | | | | | | |